

関東大震災と貞明皇后

堀口 修

はじめに

本稿の目的は、大正一二（一九二三）年九月一日に起きた関東大震災の時、貞明皇后^①がどのような対応をしたのか、或いはどのような活動をしたのかということを検討することにある。しかし、意外なことに従来の研究においては、右のような視点からの研究がほとんどなされていない^②。

周知のように当時の皇后には重い責任が課せられていた。それは、政治問題・政治的危機としての大正天皇の健康問題である。このことを本稿で論じる余裕はないが、皇后が政治的にも大正天皇を支える役割を担っていた存在であったことは間違いないことである。すでにそうした面での負担が重くのし掛かっていたまさにその時、関東大震災が起きたのである。

実は、皇后は、被災各地へ御使を差遣して救護状況の視察と慰問を行わせている。また、自らも罹災民の視察・慰問を積極的に行う。さらには産前産後の罹災婦人、罹災小児の疾患を心配された皇后の意向をうけて、宮内省では宮内省巡回救療班を組織して、東京・横浜での救療活動を活発に行ったのである。こうした対応と活動を知るにつけ、皇后が危機における皇室の役割を強く意識していたことは明らかである。

このように危機的状況下において、凛とした意志を感じさせる対応と活動をおこなったのが皇后であった。また、危機を抱えた皇室を眼前にして皇室の舵取りを担った皇后の姿を考察することは、当時の皇室と社会との関係を考える上でも重要な材料を我々に提供する。

そして、皇后は、右にみたような経験も含めて、さまざまな政治的・社会的な経験を積み重ねて、大正天皇を公私にわたって支え、さらには昭和時代において昭和天皇

を支える存在としてより重き立場に立つことになる。関東大震災時における皇后の対応と活動を明らかにしておくことは、まさにそのことに繋がっている重要な事柄なのである。

そこで、本稿では大震災発生時の皇后の対応と活動を、特に皇后自身による被災各地への視察・慰問、被災各地への御使差遣、皇后の強い意志により結成された宮内省巡回救療班の活動の面から検討してみたい。しかし、本稿の目的を遂げるための関係史（資）料は、充分あるとはいえない。よって皇后の対応と活動についても、その基本的な部分の検討に限られていることをお断りしておく。本稿での検討は、あくまでも今後の研究の基礎とすることに重きをおきたい。

本稿では、主に宮内庁書陵部所蔵「宮内省臨時災害事務紀要 全」^③（以後、「事務紀要」とも記す）、宮内庁公文書館所蔵の大臣官房総務課「諸事録 震災録」^④、同「大正十二年 震災録」一〜四、東宮職「震災録」一〜三を用いた。なお、これらの史料の引用に際しては、引用が頻繁なので煩瑣を避けるため一々表記しなかった。読者諸賢の御理解を得たい。また、刊行物としては震災時の国家としての救護活動を知る上で非常に役に立つ文献である内務省社会局『大正震災志』上・下（一九二六年）などを用いた。^⑤

一 震災発生と皇后

震災が発生した時、皇后は天皇と共に日光田母沢御用邸に滞在していた。これは、この年、天皇の葉山での療養について暑気と湿気がひどく、天皇が不快を感じられて

いたので、皇后が山の冷気をうけての療養が健康によいと判断されたことにより、日光での避暑となった。^⑧その日光での避暑時に激しい揺れが襲った。その時の様子をあらわした文献は、つぎのように記す。

九月一日正午近く、あの関東大震災が起こった。御用邸も烈しい震動に見舞われ、棟柱のきしむ音、物の落ちる音、砕ける音が相ついで。平素、極めてつつしみ深いならわしの側近の人たちも、思わず大きな悲鳴をあげて、右往左往、立ちさわぐばかりであった。

しかしそのとき皇后は、誰よりもしずかに落ち着いていられた。そして、うろたえさわぐ女官たちをかえってお制しになった。皇后は、まず、ご不自由な天皇の玉体にお手を添えられて、お庭先の広い芝生にお導きなさろうとつとめられた。そしてお縁側からお庭先への階段を一段一段、しずかにふみしめて、天皇とともにお降りになった。^⑨

大地が烈しくゆれ側近者たちが動揺を隠せない中、皇后は沈着冷静に状況を把握し、天皇にお手を添えられて、ともども建物から庭先に出られて避難されたのである。そして皇后は、こちらが無事であることを知らせ、また東京の様子をうかがうよう侍従に命じるも、電話が不通のため連絡を取れない状況であることが判明する。そのため次善の策として、御用邸警備の近衛部隊の伝書鳩を放ち小さな通信文を託し連絡を取る事にした。

御用邸では蟬が樹木にかまびすしく鳴いて、日が暮れていく。しかし余震が烈しく襲い、樹木を揺さぶる。そして夜が深まると東京方面の空が真っ赤に染まるのであるが、そうした状況において、皇后は「お庭の芝生に夜露をあびて、天皇をしかとおまもりになりながら、摂政宮のご安否を初め、東京の被害をお気づかいになり、その夜はなかなかお眠りになれなかった^⑩」という。

九月三日、御用邸上空に飛行機が飛来していくつかの通信筒が投下され、それにより摂政の無事が確認された。そこで「こちらでも、両陛下のお安泰なことを知らせねばならない。その方法として、お庭に大きな日の丸の旗が持ち出されて、何度も左右にうちふられた^⑪」ところ、引き続き旋回つづけていた飛行士も、その意味を了解したらしく、間もなく飛び去っていったという。^⑫

当時の一般的な情報伝達手段は、新聞であったのであるが、東京で発行されていた新聞紙は被害のため発行できず、他方、地元の新聞紙も正確な情報しか入手できず正確な情報を確保することは困難であった。しかし一週間も経つと徐々にではあるが東京や関東各地の被害状況に関する情報が入ってきた。そのことから東京・横浜を中心に関東一帯で大きな被害が出ていること、またかなりの被害が葉山御用邸に起きていたことなどが判明した。この時、皇后は「この夏は葉山を中止して、日光へお出まし願っておいて、本当に不幸中の幸せであった^⑬」と語ったという。

さて、皇后が天皇と共に日光で震災への対応方を模索していた時、東京の宮内省では内閣をはじめとする諸行政機関はいうに及ばず、内閣に設置された「臨時震災救護事務局」と連絡を執りながら対応・施策を行った。こうした宮内省としての対応・施策にも皇后の意向が強く働いていたことは想像に難くない。それは皇后の活動を検討してみると、それが宮内省の施策と重要なところで連動していると言わざるを得ないからである。

そこで、以下、宮内省の対応と施策を少し述べてみたい。^⑭宮内省では震災発生直後から被害状況を調査し、二日後の九月三日、訓令第一〇号により「臨時災害事務委員会」を設け、その下に各係を置いてそこに職員を配置して対応する体制をとった。^⑮そして同日附で臨時災害事務委員会委員長Ⅱ宮内次官関屋貞三郎、臨時災害事務委員会顧問Ⅱ東宮大夫伯爵珍田捨己、式部長官侯爵井上勝之進、帝室会計審査局長官倉富勇三郎、帝室林野管理局長官本田幸介、臨時災害事務委員会委員Ⅱ宗秩寮総裁徳川頼倫以下六七名が任命された。^⑯以後、この宮内省の災害対策本部とでもいうべき「臨時災害事務委員会」が皇室の対応、宮内省の施策に与りながら、以下のような具体策が打たれた。^⑰

まず収容であるが、実は宮内省所管の①宮城前広場、②上野公園、③本省主馬寮構内、④学習院、⑤学習院初等科、⑥女子学習院、⑦博物館及び動物園、⑧新宿御苑、⑨浜離宮、⑩各宮家邸内などには数多くの罹災者が押し寄せた。そこで一時、一〇万人以上に達したといわれる①の宮城前広場と、三〇〇四〇万人が押し寄せたといわれる②の上野公園の施設内の多くは東京府・市の救護に託し、その他の施設では関係部署の職員が救護にあたりと共に、府・市の施設との応接にも従事することになった。

③の宮内本省主馬寮構内には、一日の夜に入ると猛火が商科大学を襲ったため、宮内省が平河門を開けたことにより一ツ橋に避難していた神田方面からの罹災者約一万

人が収容されることになった。この時、宮内省では炊き出しを行い、また救療所を設けて傷病者の治療を行った。その後、漸次避難者が退去しはじめ、一日頃には約二〇〇〇人に減じた。しかしその後は、八日から九日にわたる豪雨により新たな病患者が出たので、伝染病発生の危険性を避けるため順次退去が命じられた。立退先の見込みがない者には四谷の学習院初等科校舎内に移転することを諭示して退去させるなどした。また赤坂分既の避難者一、〇〇〇人も場所が東宮御所の一部なので学習院初等科教室その他へ移すことになった。

④の学習院では裏門が開放され、付近の避難者二、三〇〇人が収容された。地震の危険性が薄まると、順次避難者が帰宅したため五、六日頃にはいなくなった。その後は、宮内職員罹災者と上野方面からの避難者少数をしばらくの間収容したという。⑤学習院初等科（四谷）では、講堂・雨天遊戯場・教室に約二、〇〇〇人の避難者を収容した。一日頃には二〇〇人位に減少した。しかし同校の開校期が近づいたこともあり、東京市と協議し、明治神宮外苑・新宿御苑のバラック収容所に移転させ、九月末には全員が退去した。この間、同科の職員は救護にあたり、物資の配給、傷病者の看護にあたった。

⑥の女子学習院には震災当初、避難者はほとんどいなかったが、青山・代々木方面から難を避ける者が多く出てきたので、青山警察署と協議して数百人を収容した。開校期が近づくと赤坂区役所と協議して、明治神宮外苑内のバラックに避難者を移した。⑦の博物館及び動物園では、下谷・浅草・本所・深川方面の罹災者が上野公園に避難したため、博物館内はほとんど充滿し、一時は約一万余千人にも及んだが、四日頃から漸次退去した。また動物園では一時、千余人の避難者がいたが、漸次減少して本館と共に九月末日で上野公園内のバラックに収容された。避難者に対しては館員が飲料水の供給、燃料の採取分配等を行った。その他、⑧の新宿御苑や⑨の浜離宮でも同じく避難者を一時万単位で収容している。さらに⑩の各宮家邸内でもかなりの数の避難者を収容した。

つぎに救護であるが、①糧食の配布と炊き出し、②土地・建物の無料使用許可、③建築用材の下賜、④木綿綿入下賜などがなされた。①の糧食の配布と炊き出しであるが、宮城前広場は、大火災から逃れた避難者で夜半には殆ど充滿状態となる。また、既述したように急遽平河門が開放され約一万人の避難者が主馬寮構内に収容された。こうした人々へ飲料水と乾麺麴の配布や炊き出しが行われた。

②の土地・建物の無料使用許可としては、宮内省所管の御料地を罹災者の避難所にあてて開放した。具体的には、東京市、各区、赤十字社その他の急用に応じて、芝離宮・新宿御苑・上野公園一円・高輪東宮御所・猿江御料地・白金御料地・高田御料地・永田町元学習院跡・三年町御料地・麻布高松宮御用地が仮小屋建設その他の特別使用のために提供された。また震災救護事務局・文部省と協議の上、学習院寄宿舎・女子学習院校舎・学習院初等科などの校舎・寄宿舎等の建物も開放された。

③の建築用材の下賜としては、罹災者救済のため公共団体が施設する建築物の応急小屋掛・復旧用材として、天城御料地・三方御料地・富士御料地、下総御料地・甲斐国白須御料地・三河国勘八御料地から立木約三〇万石が伐採され、罹災各府県に下賜された。④の木綿綿入下賜については、埼玉県・千葉県・神奈川県・赤十字社・済生会・東京帝国大学附属病院・慶應義塾大学附属病院・東京市・警視庁・満鉄病院・福田会へ合わせて七、〇〇五枚の木綿綿入が下賜された。なお、右のような施策を行う根拠となった「臨時災害事務委員会規程」は、同年九月一二日付訓令第一一号で廃止されたのであるが、付則として「臨時災害事務委員会規程ニ依ル救護及給養ニ関スル事務ハ当分ノ内仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ行フ」と定められ、救護と給養については従前とおり行うとされた。

さて、事態の深刻さからして、いつまでも日光に留まることは許されないとの思いが皇后を突き動かすようになる。皇后は、不安の淵にいる国民に対して安心感を与え、早急の還幸を実現する必要があると感じ始めていた。よってそのための準備が徐々に整えられていった。そして、いよいよ東京への還幸が近づいてきた九月二五日、内務大臣後藤新平が天皇・皇后への御機嫌奉伺のため日光田母沢御用邸へ伺候したのであるが、その時、後藤内相が皇后に拝謁して東京の様相並びに罹災民の状態を詳細に言上した後、皇后には「自分等も仮令一汁一菜でも凌ぐゆゑ、国民も亦節約を旨とし、殊に其向々の役人達は徹底的に罹災民を救ひ帝都復興に尽して貰ひたい」と述べられた。これにつき後藤内相は「恐懼感激」して、さらに様々な善後策を言上したのであるが、こうした話からも未曾有の危機に際し、皇后が皇室を守るべく並々ならぬ決意の下、政府関係者に自らの意志を伝えることが理解される。

二 皇后の対応と活動

つぎに、皇后の具体的な活動、すなわち視察・慰問、御使差遣、救援物資について述べてみたい。

○視察・慰問

九月二十九日、皇后は、日光から東京へ還啓されると共に、宮城へは直行されず、直ちに東京市内の罹災者を収容する各地の病院を視察する。上野公園の御野立所から市内の罹災地を展望され、この間に内務大臣後藤文雄・戒嚴司令官山梨勝之進・東京府知事宇佐美勝夫・東京市長永田秀次郎・警視總監湯浅倉平等に調を賜い各種状況についての言上をうける。ついで自動車で帝室博物館表門前において宮内省巡回診療班の現況並びに門内避難民の実情を巡視する。さらに午後には不忍池畔の博覧会跡から市営収容所を巡視・慰問する。その後、上野広小路・御徒町・和泉町等の焼け跡を実視し、和泉橋慈善病院では会長井上勝之進から罹災者治療報告書の捧呈をうけた後、井上会長の案内により各病室を巡視・慰問する。終わって、罹災焼け跡の和泉町・万世橋・須田町を経て、日本橋通りの白木屋呉服店跡・呉服橋から大手門前を過ぎて帝室林野管理局跡等の焦土地を巡視して還啓する。²³⁾

そして以後、皇后は、東京市内の各種施設への視察・慰問を積極的に行うが、その主なものは左の如くであった。

皇后は、九月三〇日の日本赤十字社病院²⁴⁾への行啓においては、総裁閑院宮載仁親王・社長平山成信等へ賜謁後、病院長兼産院長佐藤恒丸の概況言上をうける。ついで、罹災負傷病室を巡視・慰問し、また、同産院で産婦嬰兒収容室を巡視する。なお、関東大震災時の日本赤十字社の活動に対して、後日、皇后より左の御詔が賜られた。

今回ノ大震災ニ付キ各地ノ救護班力速ニ其ノ業務ニ就キテ能ク艱苦缺乏ニ耐工機敏ノ行動ヲ執リタルハ流石ニ平素訓練ノ行届キタルヲ認メ満足ニ存ス尚社長以下職員一同継続勉勵シテ罹災者救護ノ実ヲ完ウセムコトヲ望ム

この御詔から皇后の日本赤十字社への信頼の強さがよく伝わってくる。

その後、築地の聖路加国際病院の避難所にあてられた青山学院において東京市長永田秀次郎の案内で罹災傷病者及び迷子を慰問すると共に、病室などを巡視する。正午

に皇太子と会食した後、午後には慶應義塾大学病院へ行啓し、慶應義塾大学医学部長兼病院長北里柴三郎に謁を賜うと共に、病院収容患者の概況に関する言上をうける。²⁵⁾ ついで、収容患者並びに各病室を順覧する。その後、第一衛戍病院へ行啓し、陸軍次官白川義則・第一師団長石光真臣等に謁謁後、病院長鳥居百三から収容患者に関する概況の言上をうけた後、各病室を巡視・慰問する。²⁷⁾

皇后の視察・慰問は翌一〇月に入っても行われ、一〇月二日に東京帝国大学附属伝染病研究所・済生会臨時赤羽病院²⁸⁾・東京帝国大学医学部附属病院の順に行啓された。伝染病研究所では東京帝国大学総長古在由直・伝染病研究所長長与又郎・附属医院長二木謙三への謁謁後、長与所長から収容患者の概況を聞かれ、ついで各病室を巡視して慰問する。臨時赤羽病院では済生会総裁閑院宮載仁親王・会長徳川家達・医務顧問北里柴三郎等に謁謁後、北里医務顧問から罹災患者収容の概況に関する言上をうける。ついで各病室を巡視・慰問する。午後の附属病院では古在総長以下に謁謁後、医院長近藤次繁から収容患者の概況を聞かれた後、各病室を巡視・慰問する。²⁹⁾ そして、翌三日、皇后は、東京の罹災状況を天皇にお伝えするべく、日光田母沢御用邸へ向かわれた。³¹⁾ ところで、皇后の九月から一〇月の交における活動は、右にみたようなものであるが、その活動はとも思慮深いものであったと考えられる。何故ならば、つぎのような新聞記事から皇后の思慮深い姿勢が一部垣間見られるからである。

罹災民に対する皇后陛下の御心慮は誠に畏れ多い程である、日光から御帰京以来赤十字や上野公園愛国婦人会等に行啓になるが、御服はいつも同じ質素な御洋装で今日迄まだ一度も御更へにならない、また特に御自身大膳頭にお命じになつて、御膳部をお減しになる等只管質素を旨とせられてゐる、被服廠跡の三万余の焼死を御聞き遊ばされた時の如き、殊の外の御心を痛められ、九月二十九日、日光からの御帰京の際にも、車中にて大森皇后宮大夫をお召しになり「被服廠跡の死者を慰める為に花環を供へてくれ」と仰せられ、「その花環は新宿御苑の花で造つてはどうか」と優しくもお命じになつた、大森大夫も深く感激して、早速仰せに従つた、陛下は又尚日光に御滞在中、「各宗派は懇に被服廠跡や其他此度の天災で死んだ人々の為に其霊を慰めてほしい」と仰せられたので、大森大夫は「今は混乱の際で思ふ様にならぬのかと考へられますが、今に追弔せられるでございませう」と、お答へした、こうして陛下は毎日の新聞は元より救護事務局内務省

市役所其他各婦人団体の報告は、一々お読みになるが、何分にも配給品数や其他の報告が殆ど数字だらけにも拘らず、実に精細に其救護事務をお調べになる、大森大夫は台覧に供する前に、お読みよき様一々朱点をつけておくが、陛下は朱点の外事に就いても時々御下問があるので、「男である私でさへ大変な仕事ですのに、全く陛下の御濃かにお調べになる御心には恐懼の外ありません」と大森大夫は語つてゐる、³²⁾

この記事から皇后は、自らを律する厳しさを実践し、その上で被災・被害状況に対する正確な対応を行いたいと強く望み、その状況を正確に把握するために下問を矢継ぎ早に発している。また、皇后のきめ細やかな配慮から死者への花輪、それも新宿御苑の花で作ることを指示している。こうしたエピソードからも皇后が如何に危機における皇室と社会の関係をしっかりと見据えているかが理解される。皇后は、自らの使命を明確に自覚していたのである。

さて、皇后は、一月に入ると、五日には被害激しい横浜市に行啓になり、社会館では院長渡辺房吉に謁を賜うと共に、状況言上を受ける。ついで、各病室を慰問した後、同館四階において神奈川県知事安河内麻吉の説明により焼失地域を展望する。その後、済生会臨時横浜病院・横浜正金銀行倶楽部跡・十全病院・横浜公園・大阪府外一府六県震災救護仮病院・赤十字社臨時病院において視察と慰問を行う。倶楽部跡では安河内知事の説明により市内の被害状況を展望する。また午後、横浜公園内に仮設された仮救護所では、宮内省巡回救護班や日本赤十字社石川支部救護班の診療の模様を視察する。ついで、神奈川県震災死亡者追悼会場跡を御覧になると共に、避難民奉迎所前では会釈を賜う。なお、十全病院では院長片山久寿頼、震災救護仮病院では院長沢村栄美、臨時病院では院長本多袈婆治よりそれぞれ状況言上をうける。³³⁾

同月九日には米国から一切の材料が提供された上で、麻布の高松宮御用地内に兵站病院として建設され、その後、日本赤十字社に引き継がれた同社の麻布臨時病院（米国救援団寄贈病院）に行啓し、約三時間をかけて院内各所を巡覧し、収容患者を慰問した。³⁴⁾

ついで同月一九日には済生会臨時麹町病院（院長岩田一より概況言上）、日本赤十字社本郷臨時産院（臨時産院長木下正中・乳児院長瀬川昌世より概況言上）、済生会臨時駿河台産院（院長木畑惟清より概況言上）、³⁵⁾同月三〇日には協調会臨時病院、日本赤十字社京橋臨時病院、日本赤十字社深川臨時病院、横網町新設市営青物市場（未

開設）内の宮内省巡回救護班仮救護所で視察と慰問をなされた。協調会臨時病院では会長徳川家達、副会長渋沢栄一、常務理事添田寿一等へ賜謁後、渋沢副会長の協調会事業一般の概要並びに添田理事の同会施設事業の実況の言上をうけ、また臨時病院長の病院概要を聞かれる。その後、順次各病室を慰問する。³⁶⁾

京橋臨時病院では総裁閑院宮載仁親王に対面した後、副会長徳川圀順、臨時病院長高木喜寛等へ賜謁後、順次各病室を慰問する。また途中、病院裏本願寺本堂跡で同寺経營の罹災托児及び盲人救護者を慰問され、大谷光明夫人維子より托児及び盲人救護の概要言上を聞かれる。深川臨時病院では同じく閑院宮載仁親王に対面した後、日本赤十字社社長平山成信等へ賜謁後、各病室を慰問される。横網町新設市営青物市場内の宮内省巡回救護班仮救護所では治療の実況を巡覧し、また元被服廠跡罹災者納骨堂付近で永田市長から言上をうける。³⁷⁾

二月七日には明治神宮参拝後、女子学習院内に設けられた満鉄病院を視察し、各病室を巡視する。ついで常磐会へ依頼の仕立物並びに常磐会震災救護バザー陳列品の一部を御覧になる。³⁸⁾

○御使差遣

また、皇后は、各地及び各機関へ被害状況の把握と慰問を目的として御使を差遣している。九月一三日、麹町・芝・本郷・下谷・浅草等の各区及び付近町村における罹災傷病者収容所・救護所の現状視察並びに慰問のため、皇后宮事務官三条公輝・侍従清水谷実英・侍医補大波良卿・侍医相磯慥を馬場先門内・日本赤十字社救護所・東京府庁内救護所・第一中学内警視庁救護所班・伝染病研究所・第一衛戍病院・東京帝国大学付属病院・日本医専付属医院へ、一四日には三条皇后宮事務官・侍医島山南壽次郎・侍医黒田長敬・侍医高橋信を上野東京市臨時救護所・浅草寺救護所・赤十字社病院・青山学院・青山市電教習所・北大医科救護所・慶應義塾大学病院・士官学校・第四中学校・第五中学校・南千住救護所・亀戸救護所・深川救護所へ御使として差遣した。さらに一六日には横浜市へ三条皇后宮事務官・侍医八代豊雄を御使として横浜税関・横浜公園内救護所・御三宮付近救護所・根岸療養院救護所・社会館・済生会病院・警備隊司令部へ差遣する。³⁹⁾

○救済物資

牛乳の調達は、特に交通機関のマヒ状態から運搬手段が途絶えたことにより困難となった。また母親がショックから母乳がでないという状況もみられた。このため母乳

が牛乳を求めたのであるが、その入手が困難という状況であった。こうしたことから乳児や患者がひどく困却していることから、思召しにより九月二五日、下総御料牧場から乳牛一〇頭を渋谷御料牛乳所へ移した。九月二五日から翌一〇月二日までの搾乳量は五石三升五合で、主馬寮の手を経て四谷学習院初等科・目白学習院・主馬寮及び同寮赤坂分厩等に收容された罹災者へ賜られた。また東京市の衛生技師との打ち合わせの結果、一〇月三日から牛乳所で午前午後各一回、市の吏員に牛乳が引き渡された。配布は「汎ク恩恵ニ浴セシムル方針ヲ以テ、必要ト認ムル者ニ配布」された。市はそれを九段・青山・新宿・日比谷・芝離宮・築地などにある市の施設で配給した。さらに一〇月二日以降、市社会局が継続配給にあたった。東京市に賜られた牛乳総量は、一二月二七日まで一日約七斗宛、約六〇石に及んだという。

また、皇后は、一二月になると罹災患者に正月の衣類（晴着）を賜うため、自ら縫い針を持ち、さらに多くの女官や女子学習院等に裁縫を仰せ付けられて、一二月二五日までにできたもの七、五六七枚を埼玉県・千葉県・神奈川県、日本赤十字社・済生会等に賜った。

なお、皇后の配慮は国民のみではなく、外国の使節団へも及んでいる。九月五日、震災のため在京各国大使館の糧食供給困難となるものがあることを聞かれ、御料牧場から羊肉七頭分を急遽取り寄せ、それに御苑産野菜並びに葡萄酒を添えて御見舞として各館に賜われた。また九月九日、外交団員の食料にと外務省外交団補給部に對して白米一四俵を交付される。

三 宮内省巡回救療班の活動

ここでは震災時並びにそれ以降の宮内省の医療救護関係の活動について、「宮内省巡回救療班報告」や内務省社会局『大正震災志』などに基づいて述べてみたい。

皇后は、罹災者、中でも小児科・産科・婦人科の患者の治療・療養に心を痛められていた。こうした皇后の意向もあり、九月一日、宮内次官関屋貞三郎は、宗秩寮総裁徳川頼倫、宮内省参事官入江貫一、宮内省御用掛佐藤三吉、同人沢達吉、侍医相磯髓、図書頭杉栄三郎、宮内事務官大谷正男、宮内省御用掛工藤莊平、男爵高木喜寛等を前にして、「今回ノ災害ニ関シ 皇后陛下ニハ特ニ御心痛遊ハサレ、巡回医班ヲ組

織シテ普ク罹災者中ノ患者治療ニ当ラシメントノ御思召アルヤニ拝シ奉ルニ、就テハ特ニ各位ノ御参集ヲ請ヒ、之カ組織救療ノ方法等ニ関シ協議ヲ願」う、また「班ノ組織ヲ如何ニスヘキカ幾個班ヲ設クヘキカ等ニ関シテモ、各位ノ適当ト信シル処ヲ遠慮ナク申陳ヘラレタク、又或ハ之ヲ巡回移動ノ組織ト為スヘキカ、一処ニ定着シテ来診者ヲ俟ツコト、スヘキカ等ニ関シテモ種々御意見」があるう、「但シ自分ハ之ヲ移動ノ組織ト為ス事宜ニ適シタリト思ハサルニアラス。要ハ罹災民中ノ病傷者ヲ診療シテ陛下御趣旨ノ徹底スルヤウ致シタキニアリ。大体ノ御意見纏ラハ直ニ内務相ノ震災救護本部二人ヲ派シテ一切ノ打合せヲ為サシメントス。事急ヲ要スルモノアリ。一日モ早く実務ヲ開始シ得ヘキヤウ尽力アランコトヲ兼ネテ希望シ置カントス」と、皇后の思召を拝して宮内省巡回救療班を設置する趣旨、並びにその具体的な対応策を検討するよう指示した。

この趣旨説明をうけて直ちに協議が始まり、組織・救療方法・医員の人選等が検討された。その後、大谷事務官と工藤御用掛は、内務省仮庁舎内の臨時震災救護事務局に衛生医療部長横山助成を訪ね、宮内省に救療班を設けることを伝えて打合せを行った。翌一二日、再び協議を行い細目を定めた上で、臨時震災救護事務局と協議し、さらに監視庁に市内乗合自動車二台の徴発借上を申入れ、また新たに自動車五台を議決した。医薬品については内務省衛生局から供給を得て、一三日、宮内省巡回救療班を設け、その下に第一班・第二班を編成し翌一四日から各種の施療にあたった。以後、班が増やされて、東京・横浜で救療が本格的に展開していった。なお、九月一五日、同一四日から本格的に活動を開始した宮内省巡回救療班の編成前後の状況及び第一日目の巡療状況を記録したものが作成され、それが日光へ行啓中の貞明皇后に報告・提出された。また、以後大体一五日及び月末の二度にわたり、その月の分を纏めたものが皇后の御手許へ提出された。

また、宮内省は、皇后の気持ちを伝えるべく、つぎのような宣伝ビラを最初五万枚、追加としてさらに三万枚をつくり配布・掲示し、その趣旨の徹底につとめた。

今回の震災に付て 皇后陛下には日夜御心を勞せられお産の前後や小児の疾者等にも此の騒で手当の行届かぬやうなことがありはしないかとの御心から宮内省巡回救療班を設けられることゝなつたのです何分にも急な事で充分な設備は出来ませぬが成るだけ親切にお世話したいと思ひます

一巡回救療班は朝から晩まで自動車で市内を巡回して一切無料で診察もしお薬もあげ又簡単な手術もします

二小児科と産科婦人科とを主とし内科や外科の患者も取扱ひます

三入院を要するものは最寄の病院に入院も出来るやうに連絡を着けます

宮内省

なお、九月一三日、第一班と第二班の編成を終えた際、自動車二台の艤装もなったことから、記念のため東御車寄前で写真撮影し、また両班長に各々三〇〇万円宛を前後して不時の用に備えしめた。さらに関屋次官は、「本救療班ハ 皇后陛下ノ深キ思召ニ依リ宮内省ニ於テ組織シタル所ニシテ、各位ハ能ク此ノ御趣旨ヲ奉戴シテ事ニ当ラサルヘカラス。今回ノ未曾有ノ惨禍ニ伴ヒ各種ノ傷病患者發生シテ、之カ診療ニ関シ各位ノ尽力ニ期待スルモノ多キヲ疑ハス。各位ハ出来得ルタケ愛情ヲ以テ患者ハ勿論其ノ他ノ一般人ニモ対スヘク、苟モ虚傲不親切ノ言動アルヘカラス、且各位ハ自ラ聖旨ノ在ル処ヲ体スルト同時ニ、之カ御趣旨ノ徹底センコトヲ図ラサルヘカラス」と、皇后の思召により救療班が組織された趣旨を奉戴して診療にあたるようにと、救療班員に訓示した。

宮内省巡回救療班は、小児科・産科・婦人科などで編成され、必ず各科医員一名ずつ、内科医一名をも加えて患者診療にあたった。また看護婦中、産婆の資格あるものを加えて医療目的の達成を図った。定員は最初、第一・第二の両班は各医員三名・看護婦五名、第三・第五・第六・第七・第八の五班は医員四名・薬剤員一名・看護婦五名、第四班は医員五名・薬剤員一名・看護婦六名、第九班は医員四名・看護婦四名とした。各班には班長が置かれ事務を統轄した。なお、一〇月二〇日現在の巡回救療班の職員数は、医療相談役六名、事務担当七名、嘱託医員及び薬剤員四二名、看護婦四四名、運転手その他一七名である。

東京における各班の受持区域は、最初第一班・第二班のみが自動車を用い、その他の各班は充分な設備が整わないため、その回診区域に限りがあったが、一〇月に入るると自動車充実したため、第一班Ⅱ下谷・浅草、第二班Ⅱ京橋・麴町、第三班Ⅱ深川、第五班Ⅱ麻布・赤坂・牛込・小石川・四谷、第六班Ⅱ芝・深川・砂村方面、第七班Ⅱ本所・亀戸方面、第八班Ⅱ芝公園を受持区域とした。

救療班の東京での活動の姿であるが、各班員は巡回診療のため午前八時から同九時

の間に集合地点を發出して救療をはじめた。バラック集中地域では焼け跡の各戸を訪問し、または自動車を駐めて診療した。診療は、大体午後四時から同六時の間に止めた。なお、救療所は、浅草区橋場町有馬伯爵邸内・深川区数矢町・深川区元加賀町・本所区柳島町・京橋区日比谷町の五ヶ所に設けた。

東京市の幹線により市又は他の団体が作るバラックの一室を屯所として提供されたのは、新宿御苑内・青山外苑内・芝公園内・芝離宮正門外・九段坂上・上野不忍池畔・日比谷公園内・本所糧秣廠焼跡・本所横網町安田邸内・浅草本願寺内・牛込柳町宗円寺内・神田東松下町千桜小学校内・京橋明石高等小学校内の一三ヶ所であった。

その後、気候が寒冷へ向かい始めたため、屋外での自動車回診では不適切との判断から、屯所がない地域では救護所設置、家屋借用、小バラック建設などにより診療し、また宿直医員等を置いて不時の診療にあたった。

ところで、翌一三年一月二二日からは東京市内で天然痘の流行の兆しが生じたため、それを予防するために救療所及び屯所で無料の種痘を開始したのであるが、大正一三年一月から三月の間、第一班Ⅱ第四班、第六班・第七班、第九班の実績は、一月Ⅱ六、三三四人、二月Ⅱ二、九五六人、三月Ⅱ三〇人で、総計Ⅱ九、三三〇人と云うかなりの数に上った。

横浜での救療については、九月一六日、班員を派遣して神奈川県知事安河内麻吉と協議した結果、一箇班が派出されることになった。同月二〇日、第四班を改造して同地に派遣し、救療所兼宿泊所として神奈川県高等女学校の校舎の一部を使用して救療を開始した。救療対象地域は、主に横浜の北部であった。その後、横浜の救療活動を拡大するため医員・看護婦を増加して第九班を編成して一〇月一八日に派遣し、本牧北方池田勝次郎邸を救療所兼宿泊所として、主に横浜の南部で救療活動を開始した。

産科・重病患者・伝染病患者は、東京帝国大学附属病院・小石川同分院・慶應義塾大学附属病院・赤十字病院・和泉橋病院等に送付して治療を受けさせた。その他、東京市経営の池ノ端外国館跡の病人收容所・済生会病院等からも收容方の申し出があった。

医業・衛生材料の供給は、はじめ内務省衛生局に依頼し、警視庁にも指示を仰いだ。また、内務省衛生試験所・京都帝国大学総長・静岡県知事・栃木県知事等からも供給をうけた。栄養不良の児童が多いため煉乳が必要との判断から、千葉県知事斎藤守園・静岡県知事道岡秀彦に買入・送付方を依頼して供給を得て配給した。さらに九月二〇日、各宮家から脱脂綿・繻帯等、九月二九日には摂政からタオルその他の衛生材料が

賜わられた。

救療の開始以来の症勢は、九月一四日頃には打撲・挫傷・火傷等が大方であったが、内科が最も多く約半数を占め、これに小児科が続ぎ、一〇月に入ると外科・皮膚科・内科の数が一時減じた。一〇月下旬以降、眼科・耳鼻科・歯科が新たに加わり、沐浴の不十分さから起こる不衛生と砂塵から皮膚科及び眼科の諸症が多くなる。なお、震災地方が落ち着きを取り戻し、また医師も漸次医療活動に復してきたので、救療班は特に窮状が最も甚だしく、且つ医師不足の地方に重点を置いて活動することになる。東京市では五ヶ班で本所・深川の両区を中心として、他の医療の不十分な諸区を回診した。

さて、大正一二年九月から翌一三年三月までの一九五日間の第一班から第九班の活動実績を最後に確認してみたい。

○各班救療日数

第一班 一七一、第二班 一七一、第三班 一八六、第四班 一八五、第五班 一〇六、第六班 一八六、第七班 一八四、第八班 一九五、第九班 一五四、総日数 一、四三八日であった。約半年の間、ほぼ毎日救療していることから激務の連続であったことがわかる。

○病科別患者数

小児科 四九、四六〇人、産科 二、〇四六人、婦人科 三、六四九人、内科 六七、五八一人、その他 一〇一、五九六人、総計 二二四、三三二人にも上った。また、東京と横浜に分けた場合、東京は、小児科 三九、二〇七人、産科 一、五四一人、婦人科 一、九九二人、内科 五二、九二七人、その他 六七、三三二人、総計 一六二、八九九人、横浜は、小児科 一〇、二五三人、産科 五〇五人、婦人科 一、六五七人、内科 一四、六五四人、その他 三四、三六四人、総計 六一、四三三人であった。二二万以上と言う驚異的な患者人数である。⁴⁾

○年齢別患者数

一〜五歳 五六、〇〇三人、六歳〜一〇歳 二六、九二八人、一一歳〜一五歳 二二、四〇九人、一六歳〜二五歳 二八、九四六人、二六歳〜五〇歳 六三、九九〇人、五一歳以上 二六、〇五六人、総計 二二四、三三二人であった。一歳〜五歳の患者が全体の約二五%、六歳〜一〇歳の患者が約一二%、一一歳〜一五歳の患者が約一〇%にも上り、救療班の目的に即した活動がよくなされていたことが理解される。

○屯所・救療所数

屯所は、九月 一ヶ所、一〇月 二ヶ所、十一月 一〇ヶ所、十二月 四ヶ所、一月 四ヶ所、二月 五ヶ所、三月 五ヶ所、救療所は、九月 一ヶ所、一〇月 七ヶ所、十一月 八ヶ所、十二月 八ヶ所、一月 八ヶ所、二月 八ヶ所、三月 八ヶ所であった。

大正一三年三月二七日、宮内省会議室において宮内大臣牧野伸顕以下が出席して、宮内省巡回救療班終了式が挙行された。その時、牧野宮相から「宮内省巡回救療班ハ皇后陛下ノ思召ニ依リテ開始セラレ、震災後ノ東京横浜両市ノ救療ニ当リツ、アリシカ、本日ヲ以テ之ヲ終了スルコト、為セリ。救療ノ状況ニ付テハ、毎々御報告申上ケ置キタル処、皇后陛下ニハ極メテ御満足ニ在ラセラル、旨承レリ」との訓示がなされ、ここに宮内省巡回救療班の活動を終えることになった。

おわりに

以上、関東大震災時の皇后の対応と活動を検討してきたが、最後にその特色を確認してみたい。

第一に、皇后が公私にわたり天皇を支えたという点である。日光での被災にも拘わらず、天皇を守るべく日光田母沢御用邸をベースにして、側近奉仕者を統率して安心・安全な生活環境を確保すると共に、摂政をはじめとする皇室関係者や宮内省の動向、さらには東京の被害状況等を把握すべく連絡・通信網の確立に腐心している。こうした点は、皇室の長として、また国家の統治者としての天皇の役割が断絶することなく、政府との一体性を確保するために打たれた敏速な手段であったろう。このことは各地域、各機関に御使を差遣されて被害状況の情報蒐集に意を注がれていることからも理解される。皇后は、常に現場の実情をいち早く把握しようとしているのである。

第二に、女性としての細やかな配慮をさまざまの方面にしていることである。特に、被災者の治療・療養に強い関心を寄せて、まだまだ余震が繰り返して起きている状況において、日本赤十字社をはじめ、済生会や大学附属の病院、被災各地に設けられた各種の臨時の病院や産院へ盛んに行啓し慰問を重ねている。中でもその皇后の思いが強く伝わるものとして、産科・婦人科・小児科などの患者の治療・療養に力を入れるため

に組織された宮内省巡回救療班がある。その思いは、既述したピラの「日夜御心を勞せられお産の前後や小児の疾者等にも此の騒で手届かぬやうなことがありはしないかとの御心」という一文によく表されているし、宮内省巡回救療班の活動をみると、皇后の強い意志が働いていることがひしひしと伝わってくる。他の救療機関も同じく必死の活動をしていたが、それらの活動と同じように臨時に組織された救療班が、まさに皇后の強い意志をうけて驚異的な活動をしていたことが理解される。

第三に、第二に繋がることであるが、乳児や患者への牛乳の配給に意を注がれていることである。特に、交通手段の崩壊している現状において、牛乳の確保は切実な問題であったのであるが、宮内省関係の施設からそれを確保して配給したことは実に適切な対策であった。

第四に、これまた第二に繋がることではあるが、新年を少しでも晴れ晴れとした心で迎えられるようにとの考えから、衣類（晴着）を自らも縫い罹災者へ賜うというきめ細やかな手を打たれている。震災による大きな被害でうちひしがれている人々の心を少しでも和ませてやりたいとのあたたかい配慮を払われている。

第五に、皇后の外国の使節団への配慮である。使節団員の安全確保は言うに及ばず、糧食の供給に手を打たれている。大震災という危機的状況において、こうした外国使節団への配慮は国際社会の信用・信義を得る上で非常に重要な行為であることは多言を要しない。

右にみたように、関東大震災時、皇后が如何に国内外に対して重要な手を打たれていたことが理解されたことと思う。大正デモクラシー下、関東大震災という危機的状況において大正天皇を支えた貞明皇后の姿から、その使命と役割、さらには近代の皇后についての研究を深めなければならない理由は明らかであろう。

註

- (1) 貞明皇后を知る文献として、大日本蚕糸会『貞明皇后』（大日本蚕糸会、一九五一年）、主婦の友社編『貞明皇后』（主婦の友社、一九七一年）、寛素彦『今上陛下と母宮貞明皇后』（日本教文社、一九八七年）、片野真佐子『皇后の近代』（講談社、二〇〇三年）、工藤美代子『母宮貞明皇后とその時代』（中央公論新社、二〇〇七年）、同『国母の気品』（清流出版、二〇〇八年）、小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）などがある。

(2) 筆者は、そうした研究状況を改めるべく「関東大震災と皇室及び宮内省」（『大倉山論集』第五七輯）を発表し、その中で皇后の活動について一部触れたことがあるが、本稿では皇后の対応と活動を中心として検討した。

(3) 詳しくは拙稿「皇太子裕仁親王の教育問題と金子堅太郎——金子堅太郎の『内中書』を手がかりに——」（『大倉山論集』第五〇輯）を参照。

(4) 函架番号／二五九一—一四。全一〇章からなる。なお、作成部局は「大正十四年九月十五日 宮内大臣官房庶務課長ヨリ送附」との一文から大臣官房庶務課と考えられるが確証はない。また最終章の「第十章 宮内省巡回救護班」の本文がないなど、報告書としての完成度に問題を有している。よって本稿では「事務紀要」の記事については、他の公文書と突き合わせて記述内容を検証した上で用いた。

(5) 「諸事録 震災録」は、「震災二関スル内廷事務要領概覧ノ件（自大正一二年九月一日至同年九月二十四日）」（第一号）、「宮内省巡回救療班報告書ノ件（大正一三年四月）」（第二号）、「宮内省侍医寮臨時診療所本部日誌の件（自一月一日至一月二七日）」（第三号）、「三河島診療所日誌の件（自大正一三年一月一日至同月二五日）」（第四号）、「宮内省侍医寮臨時大平町診療所日誌の件（自一月一日至同月二六日）」（第五号）からなる。

(6) 東宮職「震災録」一は「要書」（第一号）、「行啓及御使、典式」（第二号）、「皇親」（第三号）、二は「電話及交通報告」（第一号）、「給与米、給与衣類」（第二号）、「衛生」（第三号）、「雑件」（第四号）、三は「焼失刀剣、道具類、文房具類、運動具類及標本類目録」（第一号）、「焼失御書籍写真帖類目録」（第二号）、「焼失御服類及御寢用具御服用什具類及雑具類目録」（第三号）、「焼失器具並洋酒類目録（倉庫格納ノ分）」（第四号）、「料理服其他借用品焼失ノ旨大臣官房用度課へ通知ノ件」（第五号）、「用度掛主管物品中焼失品目録」（第六号）からなる。

(7) 関東大震災の全体的被害をはじめ、皇室・皇族、政府・東京府・東京市・神奈川県・横浜市などの行政機関、日本赤十字社などの民間団体の、それぞれの対応・施策については、内務省社会局『大正震災志』上・下（一九二六年）をはじめ、東京府『東京府大正震災誌』（一九二五年）、東京市庶務課編『東京大正震災誌』（東京市、一九二五年）、大霞会内務省史編集委員会編集『内務省史』（大霞会、一九七一年）、警視庁『大正大震災火災誌』（一九二五年）、神奈川県警察部編纂・発行『大正大震災火災誌』（一九二六年）、民間団体の救護誌などを参照した。なお、関東大震災に

関する主な研究書・資料集については、前掲「関東大震災と皇室及び宮内省」（『大倉山論集』第五七輯）の註(10)に上げた各文献と、最近の研究成果である北原糸子『関東大震災の社会史』（朝日新聞出版、二〇一一年）がある。

(8)前掲『貞明皇后』、25 関東大震災と皇后」。

(9)同右。

(10)同右。

(11)このことについては、『東京朝日新聞』九月一〇日付記事「空中より信号で奉伺した 真先に日光に飛んだ殊勲機」も参照した。

(12)同右。

(13)なお、関東大震災時における皇室及び宮内省の全体的な対応と施策については、前掲「関東大震災と皇室及び宮内省」（『大倉山論集』第五七輯）を参照。

(14)大正一二年一〇月二〇日付『宮内省省報』第一五七号。

(15)任命されたのは宮内省各部署の長・次席、御用掛、宮内事務官、宮内技師、皇宮警察、侍医などであった。

(16)詳しいことは、拙稿「関東大震災と皇室及び宮内省」を参照。

(17)学習院関係については、学習院『開校五十年記念 学習院史』（一九二八年）、学習院百年史編纂委員会編集『学習院百年史』（学習院、一九八一年）も参照した。

(18)なお宮内判任官以下一回へ第一回〓五〇七枚、第二回〓五七三枚、計一〇七七枚が賜られた。

(19)大正一二年一〇月二〇日付『宮内省省報』第一五七号。

(20)大正一二年一二月二〇日付『宮内省省報』第一五九号。

(21)『東京朝日新聞』九月二八日付記事「自分は一汁一菜で良い 罹災民を救へと 皇后陛下の厚き御詔 内相感激す」。

(22)前掲『大正震災志』下の「皇后宮行啓録」（宮内省報告）と大臣官房総務課「大正十二年 震災録」四に収載の「皇后宮行啓録」とは同一内容のものである。本稿では後者を基礎に適宜前者を参照した。

(23)九月二九日の皇后の活動については、『東京朝日新聞』九月三〇日付記事「惨しい帝都を 初めて御覧の皇后宮」、「読売新聞」九月三〇日付記事「変り果てた帝都に皇后宮昨日還啓 焼跡に傷病者御慰問 御涙を注がせ給ふ」も参照した。

(24)日本赤十字社については、前掲『大正十二年関東大震災日本赤十字社救護誌』を

はじめ、『日本赤十字社震災救護ノ概況』（一九三三年）、『日本赤十字社ノ震災救護施設』（一九三三年）なども参照した。また、九月三〇日の行啓については、『読売新聞』一〇月一日の記事も参照した。なお、一〇月一日、山本首相が参内して皇后に拝謁した際、皇后からその模様についてお聞きするところがあったという（『読売新聞』一〇月二日付記事「山本首相に御言葉 皇后陛下より罹災地を憐しむ」）。

(25)聖路加国際病院については、聖路加国際病院八十年史編纂委員会編集『聖路加国際病院八十年史』（聖路加国際病院、一九八二）、青山学院五十年史編纂委員会編『青山学院五十年史』（青山学院、一九三二年）、青山学院編集兼発行『青山学院九十年史の歩み』（一九六四年）も参照した。

(26)慶應義塾大学病院については、慶應義塾大学医学部編纂兼発行『慶應義塾大学医学部十周年記念誌』（一九三二年）も参照した。

(27)九月三〇日の皇后の活動については、『東京朝日新聞』一〇月一日付記事「きのふの皇后宮 引続き御慰問」も参照した。

(28)済生会については、恩賜財団済生会『大震災火災臨時治療誌』（一九一四年）も参照した。

(29)東京帝国大学附属医院については、東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』（一九三二年）も参照した。

(30)一〇月二日の皇后の動向については、『東京朝日新聞』一〇月三日付記事「皇后陛下 あす日光へ 御一巡終つて」、読売新聞一〇月三日付記事「皇后宮三病院を巡視されう、今三日日光へ」も参照した。

(31)一〇月五日の皇后の動向については、『東京朝日新聞』一〇月四日付記事「皇后陛下 日光へ 帝都の模様を聖上に御物語」も参照した。なお、四日、日光田母沢御用邸において山本首相、法務大臣平沼騏一郎が、同じく翌五日、大蔵大臣井上準之助、通信大臣犬養毅、外務大臣伊集院彦吉が天皇・皇后に拝謁するが、その際にも当然のこととして震災対応について言上がなされているものと考えられる。

(32)『東京朝日新聞』一〇月二三日付記事「畏れ多い皇后陛下の罹災民に対する御心慮 新聞紙を詳しくお調べの上 大森大夫に毎日種々御下問」。

(33)一一月五日の横浜行啓については、『東京朝日新聞』一一月六日付記事「親しき御慰問に感激の傷病者 焦土と化した横浜へ 皇后宮けふの行啓」、『読売新聞』

一月五日付「宮廷録事」中記事「皇后宮御慰問 本日横浜へ」、同一一月六日付記事「皇后宮横浜の罹災者御慰問」も参照した。

- (34) 前掲『大正十二年関東大震災日本赤十字社救護誌』及び前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」。なお一月一九日の皇后の動向については、『東京朝日新聞』一月一〇日付記事「けふ親しく皇后宮 アメリカ寄贈病院へ行啓」・「患者達に一々お言葉を（天幕病院御訪問の皇后宮）」も参照した。

- (35) 一月一九日の皇后の動向については、『東京朝日新聞』一月一九日付記事「けふ皇后宮 産院を御巡覧 罹災の母達の枕頭へ」も参照した。

- (36) 協調会については、「財団法人協調会」偕和会編集発行『財団法人協調会——財団法人傾聴会三十年の歩み——』（一九六五年）も参照した。なお、三〇日の行啓については、『読売新聞』一月二八日付「宮廷録事」記事中「皇后陛下の傷病者御慰問 市内病院御巡視」も参照した。

- (37) 一月三〇日の皇后の動向については、『東京朝日新聞』二月一日付記事「蘇へる都の様を御窓より御覧じつ 皇后宮けふの御慰問 四病院と被服廠跡へ」、『読売新聞』一月三〇日付「宮廷録事」中記事「皇后宮 巡啓」も参照した。

- (38) 二月七日の皇后の動向については、『東京朝日新聞』二月八日付記事「皇后宮長くも帝都復興御祈念 けさ明治神宮へ行啓」も参照した。

- (39) 前掲『大正震災志』下、一二三頁～一二三頁。
(40) このことについては、『東京朝日新聞』九月三〇日付記事「御料乳牛を児童に配給」も参照した。

- (41) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」。但し、「事務紀要」には「罹災宮内判任官以下第二回」分として「五七三枚」をあげて、合計八、一四〇枚の数字となっている。「七、五六七枚」との関係は不明である。なお、このことについては、『東京朝日新聞』一月二四日付記事「皇后宮親しく縫針を執らせられ哀れな人々へ賜ふ 一万枚の衣類」、同一二月二五日付記事「御下賜の衣類を各療養病院で本日中午に伝達」、『読売新聞』一月九日付記事「罹災傷病者に晴着下賜 ◇御仁慈深き皇后宮◇」も参照した。

- (42) 宮内庁書陵部所蔵／総務課「諸事録 震災録」（大正一二年～同一三年）。なお本稿では宮内省巡回救療班の活動について詳細に述べることができないので、別の機会に発表したい。

- (43) 宮内省巡回救療班が活動を開始したことについては、『東京朝日新聞』九月十五日付の「宮内省の巡回救療班大活動 皇后宮の思召で」と題する記事で、いち早く紹介されている。

- (44) 因みに、日本赤十字社の救護所・外来診療所の活動は、大正一三年四月三〇日までの期間で、救護所五一ヶ所の患者数〓延人員四一、六二二人、巡回救護班（四班）〓延人員一九、五七四人、外来診療所〓延人員九八、〇〇四人であったと言ふ（東京府『東京府大正震災誌』〈東京府、一九二五年〉第五編、八四頁）。